第208回国会（常会・令和4年1月17日～令和4年6月15日）で成立した宅地建物取引関連の主な法律

法 律 名	所 管	成 立 日	公 布 日	施 行 日	概 要	参考資料
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	国土交通省	令和 4年 4月27日	令和 4年 5月 9日	一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日	所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図るため、特定所有者不明土地となる土地の範囲の拡大並びに地域福利増進事業における対象事業の拡充、裁定申請書等の縦覧期間の短縮及び土地等使用権の存続期間の上限の延長等の措置を講ずるとともに、市町村長による管理が実施されていない所有者不明土地に対する災害等の発生の防止のための命令制度の創設、所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための計画の作成、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等の措置を講ずる。	資料A
消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案	消費者庁	令和 4年 5月25日	令和 4年 6月 1日	一部を除き、公布の日から起算して一年を経過した日から施行	消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を更に図るため、契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる類型を追加する等の措置を講ずるとともに、被害回復裁判手続の対象となる損害の範囲を拡大する等の措置を講ずる。	資料B
宅地造成等規制法の一部を改正する法律案	国土交通省	令和 4年 5月20日	令和 4年 5月27日	一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積による災害を防止し、国民の生命及び財産の保護を図るため、当該災害の防止に関する国土交通大臣及び農林水産大臣による基本方針の策定、都道府県等による当該災害の防止のための対策に必要な基礎調査の実施、宅地造成工事規制区域制度における規制対象の工事の拡大及び中間検査の新設、特定盛土等規制区域制度の創設、無許可工事等に対する罰則の強化等の措置を講ずる。	資料C
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案	農林水産省	令和 4年 5月20日	令和 4年 5月27日	一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日	農業の成長産業化及び農業所得の増大を図るため、市町村による地域農業経営基盤強化促進計画の作成について定め、当該計画の区域において担い手に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するための措置を講ずるとともに、農業を担う者の確保及び育成を図るための措置等を講ずる。	資料D
脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案	国土交通省	令和 4年 6月13日	令和4年6月17日	一部を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日	建築物のエネルギー消費性能の一層の向上及び建築物における木材の利用の更なる促進を図ることにより、我が国における脱炭素社会の実現に資するため、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲の拡大及び市町村が定める区域において再生可能エネルギー利用設備の設置の促進のために必要な措置を講ずる制度の創設並びに木造建築物に係る建築確認の対象範囲の拡大、防火及び構造に関する規制の合理化、建築物の高さ等の制限に係る特例許可制度の拡充並びに既存不適格建築物に関する規制の合理化等の措置を講ずる。	資料E